

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和 39 年香川県規則第 19 号）第 166 条の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 28 日

契約担当者 香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

・丸亀警察署多度津待機宿舎

（※詳細は、入札説明書のとおり）

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

否とする。

4 契約の内容を示す日時及び場所等

令和 7 年 7 月 28 日（月）から令和 7 年 9 月 2 日（火）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第 1 号）第 1 条に規定する県の休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

〒760-8570

高松市番町四丁目 1 番 10 号 県庁本館 10 階

香川県総務部財産経営課 ファシリティマネジメント・財産グループ

TEL 087-832-3074

FAX 087-806-0213

Mail zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp

5 入札及び開札を行う日時及び場所、現地説明会の日時及び場所、入札保証金及び契約保証金、入札者の参加資格、入札者に要求される事項、入札の無効、落札者の決定方法、落札の無効、予約完結権の譲渡

入札説明書のとおり

6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第

2項に規定する信書便による入札の可否
否とする。

7 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

8 特記事項

下記の用途制限を付与する。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業等での使用禁止
- ② 暴力団の事務所としての使用禁止
- ③ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 条）第 5 条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所としての使用禁止
- ④ 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）第 6 条及び第 22 条に規定する勝馬投票券、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 8 条に規定する車券又はモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）第 10 条に規定する舟券の発売所その他これらに類する用としての使用禁止
- ⑤ 法令や公序良俗に反する業としての使用禁止
- ⑥ 上記①～⑤の用途に供されることを知りながらの、所有権の第三者への移転及び売買物件の貸付を禁止